

【社会福祉法人のぞみ作業所】の虐待防止のための指針

1 施設における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるとの認識を持って、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の人格と尊厳を尊重します。利用者の権利と利益の擁護を目的として、虐待の防止と虐待の早期発見・早期対応に努め、次の行為を行いません。

①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④放棄・放置（ネグレスト）⑤経済的虐待

2 虐待防止委員会に関する事項

虐待防止委員会は、年1回以上開催し、次の事項を実施します。

①「職員倫理綱領」を全職員に周知して、行動規範とするよう啓発に努めます。

②「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」等の調査を定期的実施します。

③虐待防止に係る研修を年1回以上行います。

④事故等の問題が虐待につながるような場合は、委員会において対応します。

⑤その他、法令及び制度の変更がある場合は、委員会を開催して、「虐待防止委員会規程」等の見直しを行います。

3 虐待防止のための職員研修に関する方針

研修は、虐待防止に関する基本的な知識の習得はもちろんのこと、日常の支援の中での気づきや報告・連絡・相談に基づいた実践的な内容を目指します。研修の内容については、研修資料、出席者等を記載した研修記録（会議録等）を電磁的記録等で保存します。

4 虐待の報告に関する方針

虐待の疑い等の報告を受けた場合には、委員長が速やかに「虐待防止委員会」を開催して対応します。職員は虐待を発見した場合には、市町村に通報するとともに、「虐待防止受付担当」に報告する義務があります。

5 虐待が発生した場合の対応

虐待等が発生した場合は、速やかに県及び市へ報告するとともに、その要因の除去に努め、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案には、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の生命と権利の保全を優先します。

6 当該指針の閲覧に関する方針

当該指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページ等にも掲載して、どなたでもいつでも閲覧できるように広告いたします。

7 その他虐待防止の適性化推進のために必要な方針

3で定める研修のほかにも、外部機関により提供される虐待防止・権利擁護に関する研修会等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

令和4年4月1日 制定